

ほくぎんATMカードローンカード規定

株式会社北陸銀行

1. (カードの発行)

ほくぎんATMカードローンは、ローン専用カードを発行いたしません。ATMカードローン機能がセットされた普通預金口座(以下預金口座)のキャッシュカード(以下「カード」といいます)を使用します。

2. (カードの利用)

カードは、次の取引に利用することができます。

- (1) 当行および当行所定のオンライン現金自動支払機(自動預入支払機を含む。以下「ATM」といいます)を使用してほくぎんATMカードローン取引の当座貸越借入金を払出す場合(以下、当座貸越金を払出すことを単に「払出」といいます)。
- (2) 当行のATMを使用して当座貸越借入金の任意返済を行う場合。

3. (ATMによる払出し)

- (1) ATMを利用して払出すときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。
- (2) ATMによる払出しは、「ATM」の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出金額は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出金額合計は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATMにより払出す場合に、払出金額と次条の手数料金額との合計額がカードローン口座(以下「ローン口座」といいます)の払出しできる金額をこえるときは、払出すことができません。なお、ATMでの預金口座に関するお取引で「ほくぎんATMカードローン取引規定」第3条に規定する自動融資(以下自動融資)が行われる場合も同様といたします。

4. (ATMによる任意返済)

- (1) ATMを利用して当座貸越借入金の任意返済を行うときは、ATMの画面表示の操作手順に従って、ATMにカードおよび現金を挿入し操作してください。
- (2) 1回あたりに返済できる金額および挿入できる紙幣の枚数は、当行が定めた範囲内とします。
また、ATMに挿入できる現金は、ATMの種類により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。
- (3) 当座貸越借入金の残高を超える返済があった場合は、超過額を預金口座に自動的に入金するものとします。

5. (自動機利用手数料)

- (1) 当行のATMを利用して当座貸越借入金を払出す場合、当行が特に定めた時間帯に限り、所定のATM利用手数料(以下「手数料」といいます)をお支払いいただきます。
- (2) 提携銀行のATMを使用しての預金口座からの払出時に自動融資が行われる際、提携銀行が所定の手数料を定めているときは、提携銀行に対し手数料を支払ってください。
- (3) 前各項の手数料は、払出しのつど当座貸越金請求書なしで払出金額とともにローン口座から自動的に引き落とします。

6. (ATM故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードによりローン口座の払出し、返済ができます。その際、当該カードに関する契約者本人であることを確認いたします。契約者本人であることが確認できない場合、ならびに提携先の窓口ではこのお取り扱いはいたしません。
- (2) 前項によりローン口座の払出しを行う場合には、当行所定の当座貸越金請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(3) カードによる窓口での返済の場合は、当行所定の入金票に、氏名・金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

7. (免責)

お客様のA T Mの誤操作により生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のA T Mを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

8. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、ほくぎんA T Mカードローン取引規定および預金口座のキャッシュカード規定により取扱います。

9. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更されることがあります。変更された場合には変更後の内容が適用されます。
- (2) 前項に基づきこの規定を変更するときは、その効力発生時期を定め、この規定を変更する旨および変更内容ならびに効力発生時期を銀行ホームページ、店頭掲示、その他相当の方法により通知いたします。

以 上